

公益財団法人福岡県建設技術情報センター一定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人福岡県建設技術情報センター（以下「センター」という。）と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 センターは、主たる事務所を福岡県糟屋郡篠栗町に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 センターは、良質な社会資本の整備と秩序あるまちづくりによる地域社会の健全な発展を目指し、それらを担う人材の育成、建設技術の調査・研究、建設資材の品質の向上等に関する事業を行うとともに、社会資本の整備や維持管理及び安全・安心な住環境の実現への支援等を行い、もって広く県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 社会資本の整備と適正な維持管理のための建設技術者の研修、建設技術の調査研究、普及啓発、積算及び品質管理等に係る支援事業
- 二 社会資本の品質確保のための建設材料の試験・審査事業、材料試験施設及び研修施設の提供事業
- 三 その他、この法人の公益目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第 5 条 センターは、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。

- 一 良質な建築技術の提供による公共建築物の耐震診断、設計・工事監理に係る支援事業
- 二 その他センターのその他の事業を補完するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第 6 条 センターの財産は、基本財産とその他の財産の 2 種とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

- 第 7 条 センターの財産の管理は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。
- 2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

- 第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、特別の利害関係がある理事及び評議員を除く理事及び評議員の 3 分の 2 以上の賛成を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(事業年度)

- 第 9 条 センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第 10 条 センターの事業計画書及びこれに伴う予算に関する書類、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の承認を受け、その後、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 11 条 センターの事業報告書及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。
- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表

四 損益計算書（正味財産増減計算書）

五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

六 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

一 監査報告

二 理事及び監事並びに評議員の名簿

三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

四 運営組織、事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第12条 理事長は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（借入金及び重要な財産の処分又は譲受）

第13条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会及び評議員会において、特別の利害関係がある理事及び評議員を除く理事及び評議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

2 センターが重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

（義務の負担及び権利の放棄）

第14条 予算で定めるものを除き、センターが新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会及び評議員会において、特別の利害関係がある理事及び評議員を除く理事及び評議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第15条 センターに評議員3名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長、1名を評議員会副会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員会で行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- 一 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
- 二 ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 三 ハ又はニに掲げる者の配偶者
- 四 ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- 二 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - (1) 国の機関
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (4) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - (5) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - (6) 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員会会長及び副会長は、評議員会において選任する。

(評議員会会長、副会長の職務及び権限)

第17条 評議員会会長は、評議員会を代表し、会を取りまとめる。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(評議員の任期)

- 第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第19条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、1人1日当たり13,500円を超えない範囲の額とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程による。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

- 第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

- 第21条 評議員会は、次の事項について決議する。
- 一 理事及び監事の選任及び解任
 - 二 理事及び監事の報酬等の額
 - 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに財産目録の承認
 - 五 定款の変更
 - 六 残余財産の処分
 - 七 基本財産の処分又は除外の承認
 - 八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

- 第22条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第23条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるときは、予め理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の招集の通知)

第24条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第25条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

- 2 評議員会会長に事故あるとき又は欠けたときは、評議員会副会長が議長を務める。

(評議員会の決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 監事の解任
 - 二 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 三 定款の変更
 - 四 その他法令又はこの定款で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第30条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第27条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(評議員会の議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第6章 役員

(役員の種類及び定数)

第30条 センターに、次の役員を置く。

理事 3名以上13名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。
3 前項以外の理事のうち、1名を専務理事とする。
4 理事長及び副理事長をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
4 理事を選任する場合には、第16条第2項の規定中、評議員を理事に読み替えて適用する。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、センターの業務の執行を決定する。

2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行し、専務理事は理事会において別に定めるところにより、センターの業務を執行する。

- 3 理事長及び副理事長並びに専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 3 任期の終了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第35条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の賛成に基づいて行わなければならない。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等及び費用弁償)

第36条 役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程による。

(損害賠償責任の免除)

- 第37条 センターは、一般社団・財団法人法第198条において準用される同法第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議により免除することができる。
- 2 センターは、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。

第7章 理事会

(理事会の構成)

- 第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

- 第39条 理事会は、次の職務を行う。
- 一 センターの業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 理事長及び副理事長並びに専務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

- 第40条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の7日前までに、各理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

- 第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、副理事長が当たる。

(理事会の決議)

- 第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会決議の省略)

- 第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該

提案につき理事（当該事項について決議に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

（理事会への報告の省略）

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第3項の規定による報告については、適用しない。

（理事会の議事録）

第45条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条、第5条及び第16条についても適用する。

（合併等）

第47条 センターは、法令の定めるところにより、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

（解散）

第48条 センターは、基本財産の滅失によるセンターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第49条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によりセンターが消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告

(公告の方法)

第51条 センターの公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第52条 この法人に事務局を置き、事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。前記以外の職員の任免は理事長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則については、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「整備法」という。) 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、公益法人の設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 センターの最初の役員は次に掲げる者とする。

(理事)

杉本正二 原寛則 大渕敬一 松藤泰典 牧角龍憲 松本悟 西村満 古賀義久

鳴谷真 田口茂久

(監事)

新田耕一郎 西野龍太郎

4 センターの最初の理事長は杉本正二、副理事長は原寛則、専務理事は大渕敬一とする。

5 センターの最初の評議員は、次のとおりとする。

古賀武機 佐藤光俊 田中寛治 中島俊介 萩尾政男 和智公一

附則

この定款は、平成26年4月1日から施行する。